伊万里市国土強靭化地域計画

令和２年３月　　策定

令和３年３月　一部変更

令和４年３月　一部変更

令和５年３月　一部変更

令和６年３月　一部変更

令和７年３月　一部変更

伊万里市

目　　次

Ⅰ 基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1 策定の趣旨 3

2 策定の根拠 3

3 基本目標 3

4 国土強靭化基本計画との調和..... 3

5 計画期間 4

Ⅱ 想定するリスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1 本市の特性 4

（1）位置・面積等..... 4

（2）地勢・地質..... 5

（3）海岸 5

（4）河川 5

（5）活断層 5

（6）気候 7

2 過去の災害被害 7

（1）大雨 7

（2）台風 8

（3）高潮 9

（4）地すべり等..... 9

（5）大雪 9

（6）竜巻 9

（7）地震 １０

（8）津波 １０

3 計画において想定するリスク..... １０

（1）豪雨・大雨（洪水）..... １０

（2）台風 １０

（3）高潮 １０

（4）地すべり等..... １０

（5）大雪 １０

（6）竜巻 １０

（7）地震 １０

（8）津波 １０

Ⅲ 脆弱性評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
１ 脆弱性評価について..... １１
２ 事前に備えるべき目標..... １２
３ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） １２
４ 施策分野 １３
５ 評価結果 １３

Ⅳ 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

Ⅴ 計画の推進と不断の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

別紙１　リスクシナリオ別脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
別紙２　施策分野別脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６
別紙３　施策分野別推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
別紙４　リスクシナリオ別推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３７
別紙５　重要業績指標（ＫＰＩ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

個別事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添

Ⅰ 基本事項

１ 策定の趣旨

本計画は、近年わが国においてみられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模な自然災害に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土、地域及び経済社会を構築するため、本市における国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

２ 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「基本法」という。）第 13 条に基づく「国土強靭化地域計画」として策定する。

≪参考≫基本法より

（国土強靭化地域計画）
第 13 条　都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

３ 基本目標

国土強靭化を推進する上で、国の国土強靭化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の４つの基本目標を設定する。

（１）人命の保護が最大限に図られること
（２）市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
（３）市民の財産及び公共施設に係る被害が最小限であること
（４）迅速な復旧復興が図られること

４ 国土強靭化基本計画との調和

本計画は、基本法第 14 条の規定を受け、基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

≪参考≫基本法より

（国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係）
第 14 条　国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

５ 計画期間

本計画は、国土強靭化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「第６次伊万里市総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「第６次伊万里市総合計画後期基本計画」と終期を合わせ、令和５年度から令和８年度までの４年間とする。

ただし、令和９年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取組を推進していくものとする。

また、今後、新たな伊万里市総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

Ⅱ 想定するリスク

１ 本市の特性

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢や地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

（１）位置・面積等

本市は、佐賀県の北西部に位置し、東と北は唐津市に、西は長崎県松浦市、佐世保市に、南は武雄市、有田町に接している。

また、八幡岳、青螺山、国見山など三方を山に囲まれ、北西部からは伊万里湾が深く入り込み、市域は伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に東西に２５㎞、南北に２１㎞の広がりを見せ、総面積は２５５．２６㎢である。

本市の道路網は、一般国道で、北東部から南部に向け市の中心部を貫く２０２号、伊万里湾の両岸をＶ字形に結ぶ２０４号、東部と市の中心部を通り佐世保へとつながる４９８号を主軸として、主要地方道、一般県道及び市道により形成されている。

高速自動車道路へのアクセス道路についても、西九州自動車道及び長崎自動車道路への国道、県道の整備が図られており、このうち西九州自動車道については、平成２６年度に伊万里松浦道路の山代久原ＩＣ、平成２９年度に唐津伊万里道路の伊万里東府招ＩＣが開通している。

令和５年３月末現在の市道は、１，８１５路線、総延長９５２，０２１㎞で、市街地・農村部とも狭隘・屈曲した箇所が見られる。

鉄道網は、伊万里駅を起点として、ＪＲ筑肥線が松浦川沿いに唐津市まで、唐津市から海岸沿いに福岡市まで通じている。

さらに、松浦鉄道が、伊万里湾沿いに松浦市、平戸市を経由し、佐世保市まで、また、有田川沿いに有田町まで通じている。

重要港湾である伊万里港を有し、韓国、中国との国際コンテナ定期航路のほか、神戸港との間にフィーダー航路を開設し世界各港との貿易を行っている。

（２）地勢・地質

本市の地勢は、第三紀層の上に噴出した玄武岩から成り、２００ｍ～６００ｍの山岳に囲まれ、急傾斜地が多く、長崎県北松地域とともに「地すべり地帯」に属し、過去に多くの被害が発生した。

また、沿岸部の多くは埋め立てなどにより形成されており、軟弱地盤が持つ地震時の振幅の大きな揺れや、砂質土の液状化現象などの被害が発生しやすい。

（３）海岸

本市は、屈曲に富んだ玄界灘沿岸にあり、北西部に面する伊万里湾は、約１００㎞に及ぶ海岸線を持つ。

（４）河川

本市の東部を南北に流下している松浦川は、黒髪山に源を発し、唐津湾に注いでいる。また、中心部を南北に流下している伊万里川、有田川のほか、西部には佐代川が流下して伊万里湾に注いでいる。これに直轄河川のほか、本市の河川数は多く、中山間地という地形から流路経路が短く、また直接湖の影響を受ける感潮河川など地形地質的にも決して条件が良いとは言えないため、台風が多発する時期や降水量の多い時期には、洪水や内水等に対する注意が必要である。

（５）活断層

市内には、国の地震調査研究推進本部において特に地震が発生する可能性が高いと考えられる「主要活断層帯」に指定されている活断層はないが、市内及び周辺において、活動した場合に本市に被害をもたらす可能性のある活断層として、次のものが知られている。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯 、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991 年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989 年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

【主要な活断層分布図】

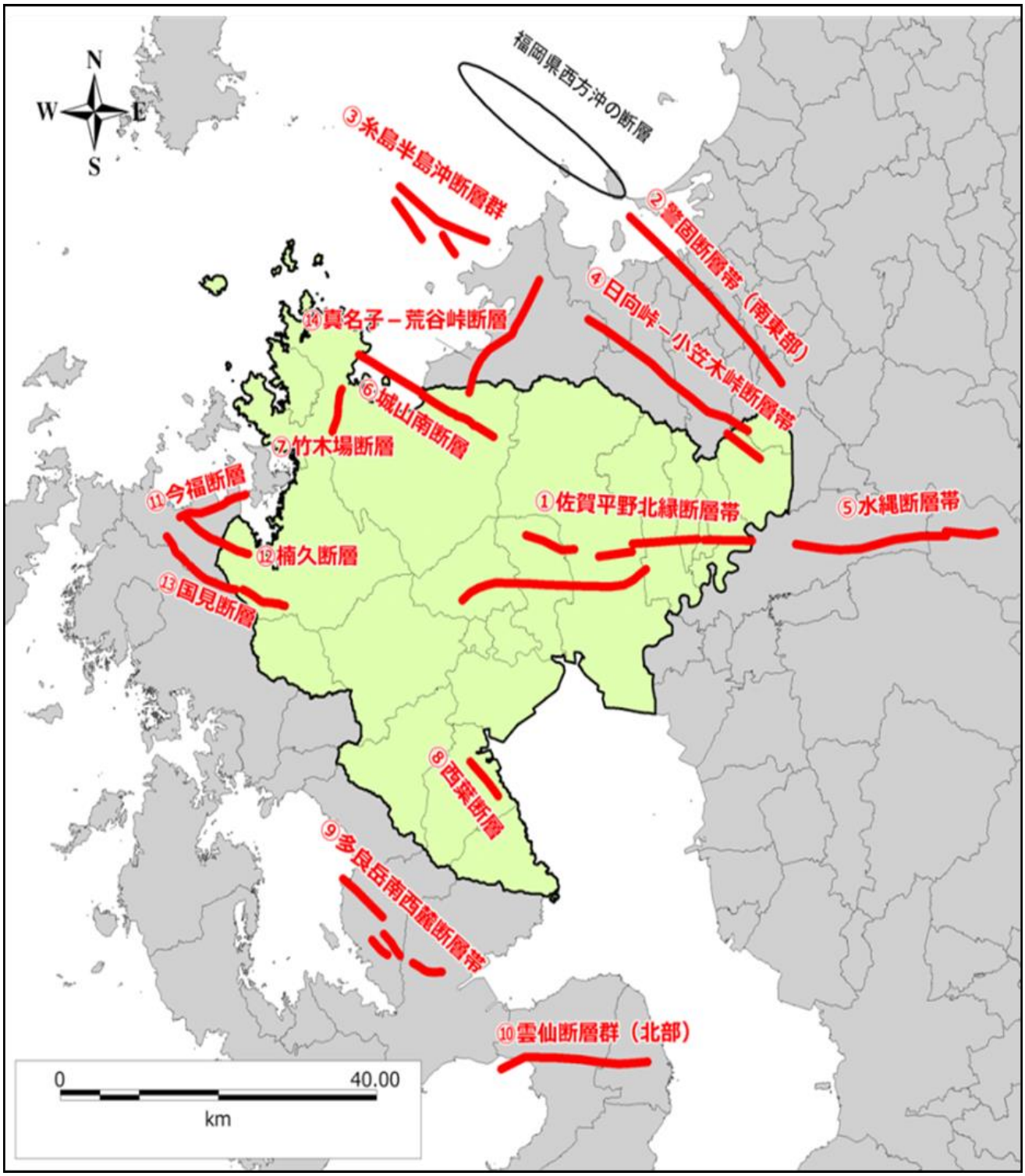

出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造
活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層－分布図と資料－
長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について
原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所３号機耐震安全性評価結果（中間報告）

（６）気候

本市の気候は、日本海型気候であり、九州北西沿岸を流れる対馬暖流は、湿潤な空気をもたらして降水量を多くし、寒暑の差を少なくしている。年平均気温は１５．９℃、年間平均降水量は約２，２２１㎜で、比較的に温和な海洋性気候であるが、冬期は北西の季節風が強く、寒冷な気候を見ることができる。

出典：気象庁 HP：1991~2020 平均

２ 過去の災害被害

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

（１）大雨

本市で発生する風水害のうち、その多くは大雨によるものである。

大雨の原因を分析すると、前線、低気圧、台風の順となる。

日降水量１００㎜以上の大雨は６月～７月の梅雨期に最も多く、この２ケ月で年間の約５５％と最も多い。また、８月～９月は台風や秋雨前線等で年間の約２７％を占めている。

日降水量２００㎜以上の大雨や１時間降水量５０㎜以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の６月下旬から７月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

ア　短時間（１～３時間）に集中して降る。

イ　長時間降り続いた結果、降水量が多くなる。

ウ　長時間降り続く中で、短時間に集中して降る。

などに分けられるが、このうちウの降り方は特に大きな災害を引き起こすことがある。

【本市に被害をもたらした主な大雨】

災　害	概　要
昭和４２年７月９日の大雨	九州中部に停滞していた梅雨前線は、北上していた台風７号くずれの熱帯低気圧と合流し、９日１１時ごろから降雨が一段と激しくなり、１２時から１４時までの２時間の降水量は１５２㎜に達した。 この雨により伊万里川、有田川、松浦川がはん濫し、特に市街地中心を流れる伊万里川が上流で決壊したため、国道２０２号をはじめ道路、水田は濁流し、濁水は奔流となって市街地に押し寄せた。死者は１２名にのぼり、家屋や田畑の流失など物的被害総額は１２０億円におよんだ。
平成２年６月２８日～７月３日の大雨	梅雨前線が６月２８日に九州北部に南下し、７月３日まで九州付近に停滞した。市内では、７月２日７時から８時までの１時間の降水量が５３㎜に達し、大川町、松浦町を中心に一部損壊の家屋が１棟、床上浸水の家屋が９４棟、床下浸水の家屋が４２４棟におよんだ。
平成１４年９月１６日の大雨	対馬海峡付近の低気圧から延びる寒冷前線に南から暖かく湿った空気が流れ込み、市内では１７時からの１時間の降水量が８６㎜に達し、発生した土砂崩れにより、家屋１棟が倒壊し、１名が犠牲となった。全壊の家屋１棟、床上浸水の家屋が１４棟、床下浸水の家屋が２２９棟におよんだ。

災　害	概　要
平成３０年７月の大雨	７月５日から６日にかけて梅雨前線が九州北部地方に停滞し、大量の湿った空気が流れ込んだため、長時間にわたり大気の状態が非常に不安定となった。 ５日から８日にかけての降水量は４４５㎜、最大７２時間降水量が観測史上１位を更新するなど、記録的な大雨となり、一部損壊の家屋が１１棟、死者１名が発生した。
令和元年８月２７日～３０日の大雨	８月２６日には九州南部付近にあった前線が、２７日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方で大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県で記録的な大雨となった。 この大雨により、松浦町萩ノ尾で松浦川が越水。市内各地で土砂災害等が発生し、床上浸水４棟、床下浸水の家屋が３０棟におよんだ。
令和３年８月１１日～１９日の大雨	８月１１日から１９日にかけ、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は１９日にかけて継続した。 本市においては、８月１１日午前７時から雨が降り始め、１８日までに８２０㎜の降雨があった。人的被害はなかったものの、住家被害が３件（床下浸水２件、一部損壊１件、非住家被害が１件、道路及び河川の被害が１２６箇所４４９，０２３千円、農作物の被害が２１，６２７千円、農地被害が３１千円であった。

（２）台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均（統計期間：１９９１～２０２０年）すると１年間に約２５個発生しており、その中の約１１個が日本の３００㎞以内に接近し、更にその中の３個が上陸している。九州北部地方には約４個の台風が接近している。但し、９個の台風が九州北部に接近した年（２００４年）もあれば、１個も接近しなかった年（２００１年）もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【本市に被害をもたらした主な台風】

災　害	概　要
平成１８年９月１６日～１８日の台風(台風第１３号)及び秋雨前線豪雨	フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。 １７日午後２時頃から午後５時頃にかけて県のほぼ全域が暴風域に入り記録的な暴風により県内各地で停電が発生した。 また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。 このため、１６日明け方から昼前にかけて非常に激しい雨となり、伊万里市では１時間に９９㎜という猛烈な雨を観測し、日最大１時間降水量の極値を更新した。 鉄砲水や河川のはん濫が発生し、３名が犠牲となった。

（３）高潮

伊万里湾は、大潮の満潮時と大雨が重なった場合に、沿岸部の低地において、床下浸水等が度々起こっている。

（４）地すべり等

本市は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

【本市に被害をもたらした地すべり等】

災　　害	概　　要
昭和２６年２月１６日の地すべり	６時頃大音響と共に崩壊性地すべりが発生し、山代町西分の平古場地区を埋没した。県境の稜線に近い標高３２５m付近より幅４００m、長さ１，０００mにおよんだ地すべりである。誘因としての連続降水量（２月８日～２月１５日まで）は、８１．１㎜であった。死者は３名にのぼり、全壊住家２７戸におよんだ。
平成１８年９月１６日～１８日の地すべり	台風第１３号及び秋雨前線豪雨に伴い、１６日１０時３０分頃、南波多町府招の国道２０２号脇の山で幅約１００m、奥行き約１７０mにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋２戸が全壊、１戸が半壊するなどの被害が生じた。

（５）大雪

本市の大雪は冬型気圧配置（季節風）によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪１０cm 以上になると大雪の災害が出はじめ、３０cm 以上になると大きな災害が発生している。

【本市に被害をもたらした主な大雪】

災　　害	概　　要
平成２８年１月２４日～２５日の大雪	２４日から２５日にかけて県内各地で大雪となり、市内でも１０cmの積雪を観測した。冬型の気圧配置が続き、２４日は日最低気温が氷点下４．８度を観測、日最高気温も氷点下１．４度となり真冬日となった。 大雪や低温の影響で市街地や山間部の路線などで車両の通行が困難となり、鉄道・バスの運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。 また、低温の影響から水道管損傷などにより、約６，９００世帯が断水したため、自衛隊の災害派遣を要請し、２６日から２９日まで給水活動が実施された。

（６）竜巻

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

（７）地震
市内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

（８）津波
市内において、規模の大きな被害を伴う津波は知られていない。

３ 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靭化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

（１）豪雨・大雨（洪水）
平成３０年７月、令和元年８月及び令和３年８月と同等の記録的な集中豪雨は、今後も発生する。

（２）台風
台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

（３）高潮
伊万里湾において異常高潮が発生する。

（４）地すべり等
大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

（５）大雪
過去に体験した降雪を上回るものが、今後も発生する。

（６）竜巻
これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本市でも発生する。

（７）地震
市内及び周辺にはいくつかの内陸活断層が存在しており、その活動により被害地震が発生する可能性が考えられる。

特に、市内にある楠久断層を震源とする地震では、市内のほとんどの地域で震度５強から６強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

（８）津波
市内に津波被害を及ぼす可能性のある断層は対馬海峡東の断層や北九州市の沖にある西山断層があり、市内に最も影響を及ぼすのは西山断層で、想定最大津波高は２．２ｍとなっている。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」を規定している（第９条第５号）。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たり、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている（第 17 条第１号）。

≪参考≫基本法より

（施策の策定及び実施の方針）
第９条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。
〔第１号～第４号省略〕
５　国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
〔第６号～第７号省略〕
（国土強靱化基本計画の案の作成）
第 17 条　本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
２　本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
３　脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
４　脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
５　脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。
〔第６項～第８項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア）「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。（基本法第 17 条第３号）
イ）国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。（基本法第 17 条第４号）
ウ）投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。（基本法第 17 条第５号）
エ）「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するために、現在、本市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
オ）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、５つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する２１の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

【事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧】

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
Ⅰ人命の保護が最大限図られること Ⅱ市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること Ⅲ市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害関連死の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助･救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信･放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員･施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ･ラジオ放送等の中断
	4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建･回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2 人材等の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の行政組織との整合性も勘案し、次の６つの国土強靭化に関する施策分野を設定する。

１．安心で健やかな暮らしづくり（健康福祉）
２．創造的で心豊かなひとづくり（教育文化）
３．活気あふれる産業づくり（産業振興）
４．生活の基盤づくり（基盤整備）
５．住みよい環境づくり（生活環境）
６．自立と協働のまちづくり（新しい協働創造）

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙１】及び【別紙２】のとおり。

≪参考≫脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ

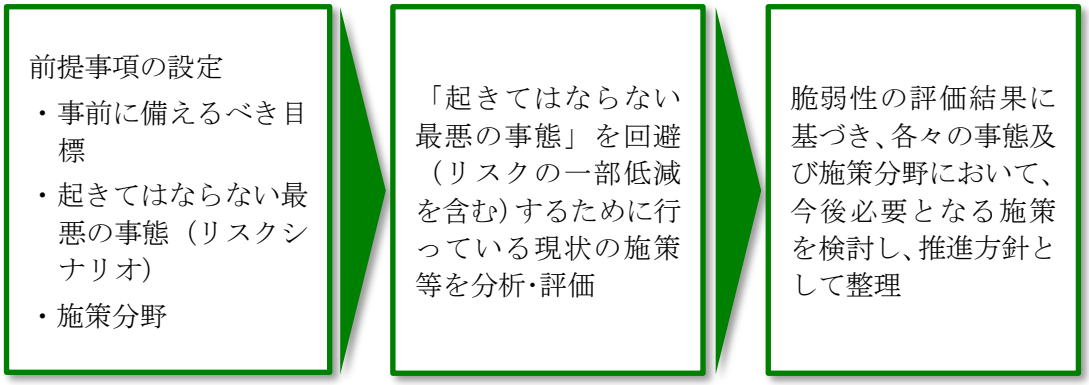

Ⅳ 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、４つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、【別紙３】のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙４】のとおり整理する）。

また、国土強靭化に関する施策を推進する重要業績指標（ＫＰＩ）を、【別紙５】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した２１の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

Ⅴ 計画の推進と不断の見直し

○　各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。

○　本計画の計画期間は４年間であるが、計画期間中であっても、「第６次伊万里市総合計画後期基本計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。